平成１８年度の「給与構造改革」以前の賃金水準に戻すことに関する項目

平成27年度の人事委員会勧告の取扱いについては、皆様方のご理解のもと交渉継続とさせていただき、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算の編成期限ギリギリまで精査し検討を重ねてきたところ。

平成２８年度当初予算の編成において、８００億円程度の収支不足が見込まれており、財政調整基金から必要額を取り崩す見込み。また、平成２９年度も多額の財源不足が見込まれており、財政調整基金の残高が急減し非常に厳しい財政運営を強いられる状況になると見込まれる。

人事委員会勧告は労働基本権制約の代償措置であることから基本的には尊重すべきものとの考え方に立って、国の取扱いや他府県の動向並びに本府の厳しい財政状況等を総合的に勘案した結果の今季交渉の最終回答を申し上げる。

平成２７年度の人事委員会の勧告のうち、期末・勤勉手当について、人事委員会勧告のとおり、平成２７年度より年間０.１月分を引き上げ、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び１２月に支給される月数をそれぞれ０.０５月分引上げ、０.８月分とする。

なお、成績区分に応じた成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ改めてお示しする。

また、単身赴任手当については、国の取り扱いに準じ、平成２８年４月１日より基礎額及び加算額を引き上げることとする。

給料表及び地域手当の改定については、実施を見送ることとしたい。

職員の皆様方にとって、非常に厳しい内容であり、誠に心苦しいところですが、何卒、ご理解をお願いします。

なお、技能労務職員の期末・勤勉手当及び単身赴任手当の取扱いについては、行政職給料表が適用される職員に準じてまいりたい。

ただ今申し上げた内容で、関係条例（案）を平成２８年２月の定例府議会へ提案したい。

なお、勤勉手当の引上げに伴う差額支給の時期については、関係条例の議決を得られれば、その段階で改めてお示ししたい。

要求に対する回答は、以上です。何卒、ご理解をお願いします。